関する工事が完了したことを次 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 のとおり公告します。 開発行為に

なお、 この 開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジメ 部地域デザ イ

推進

局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年九月二十九日

奈良県知事 山 下 真

許可番号

令和五年六月七日奈良県指令建第一一〇—一七一号

令和五年八月三日奈良県指令建第一 \bigcirc 七 --- 号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年九 月二十日建第一 \bigcirc 一九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曲川町六丁目三四七番一、三四七番三、 三四七番四、 三五五番及び三五六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町六丁目一九番一七号

奈良スバル自動車株式会社 代表取締役社長 高木信

許可番号

令和五年七月十四日奈良県指令建第一一二一三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和 五年九月二十日建第一〇 一九四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年九月二十日建第五八四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室一八七番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室一八七番一一の一部

一許可番号

令和三年七月三十日奈良県指令建第一○八一二五号

令和四年二月二十五日奈良県指令建第一○八一二五一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 令和五年九月二十二日建第五八四八号 令和五年九月二十二日建第一○一九五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

三六三番一、三六四番一、三六五番一、三六六番一、三六七番一、三六八番一、三六 九番一、三七〇番一、七七七番及び七七八番 大和郡山市八条町三五六番一、三五六番六、三五六番七、三五六番八、三六二番一、

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市杏町二一六番地一

株式会社フローリアム 代表取締役 鴻池総一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市 八条町三五六番六、 三五六番七及び三五六番八